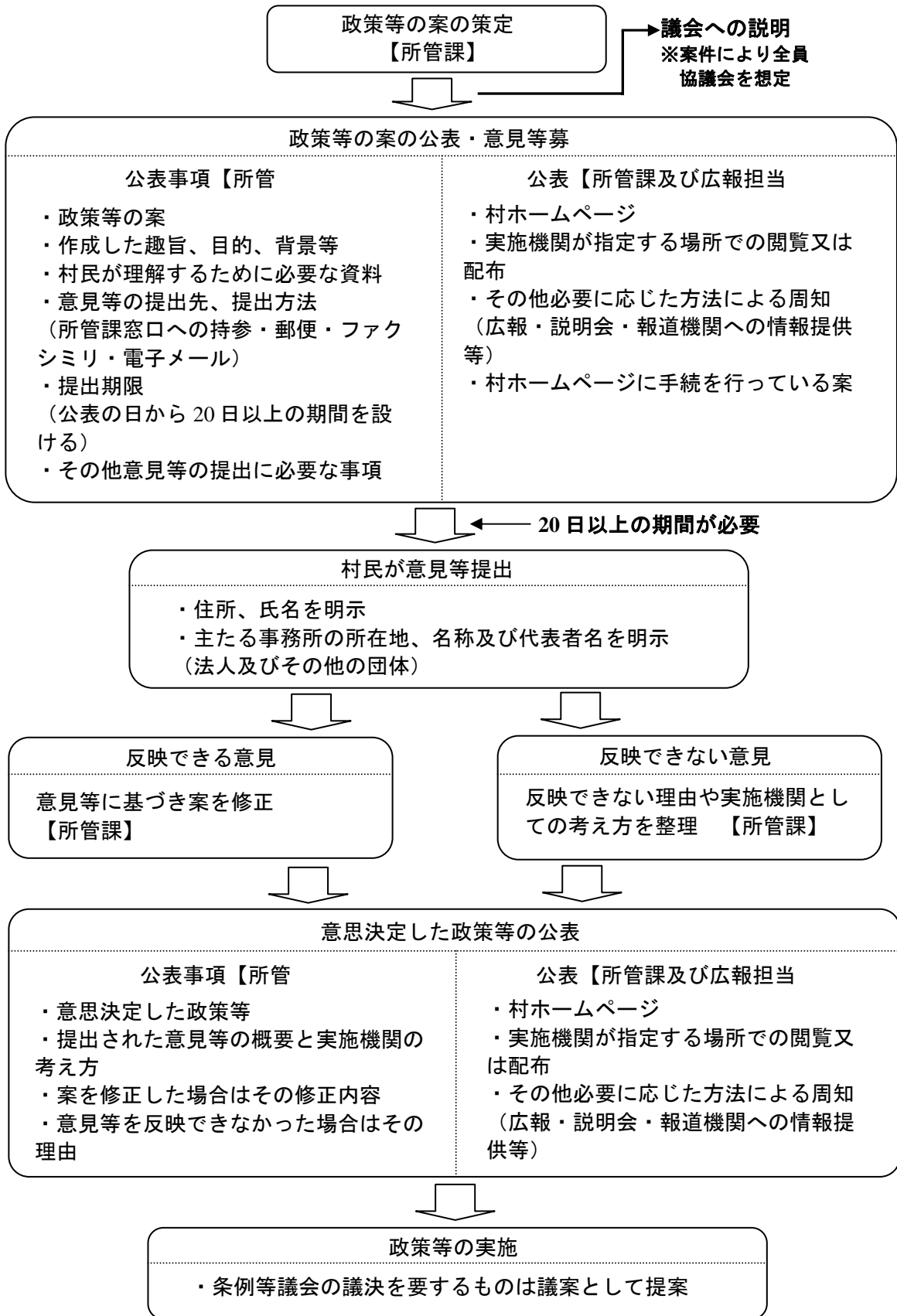


パブリックコメント手続の流れ

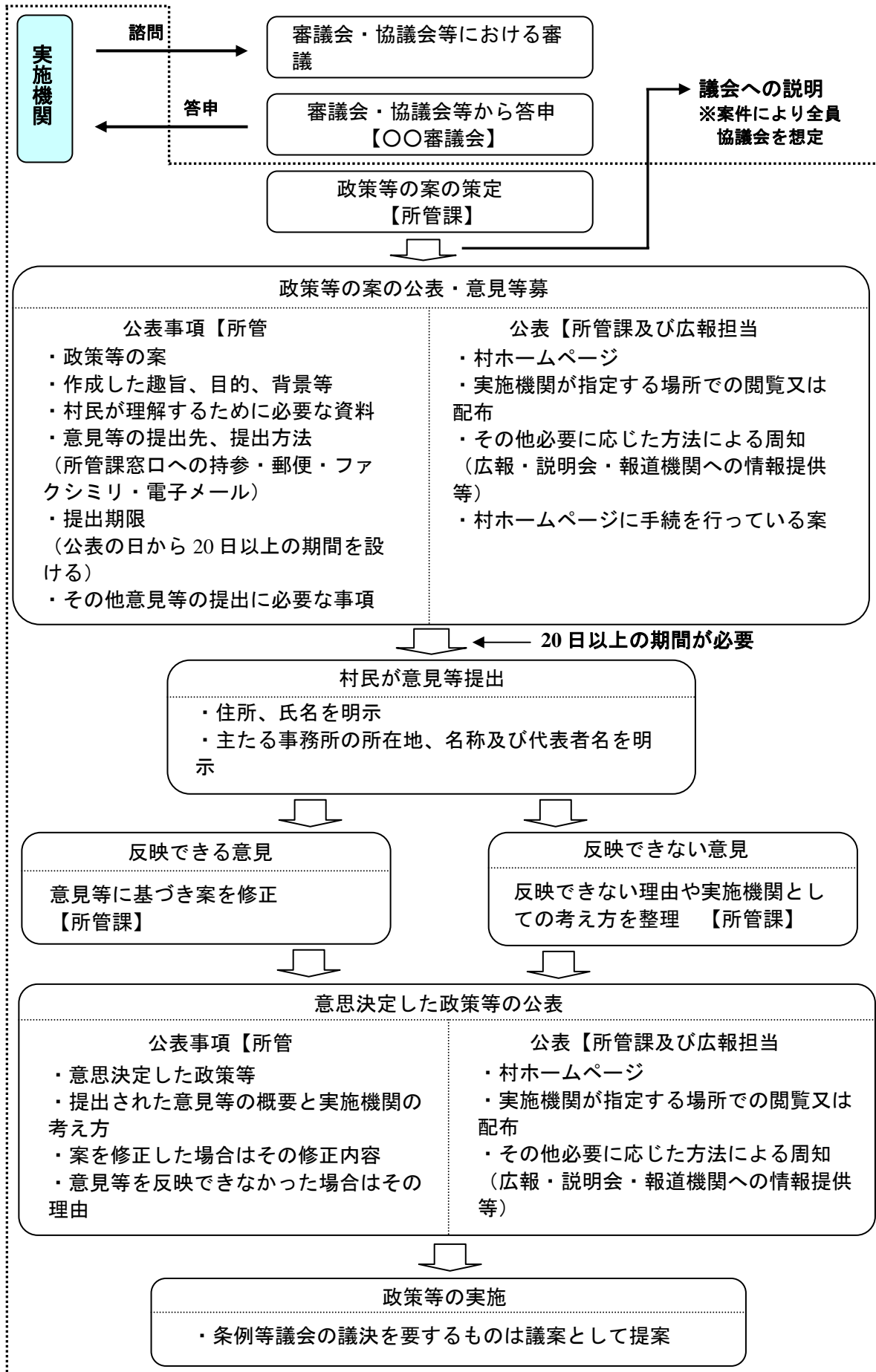
作成日：平成19年9月26日

総務課まちづくり推進室

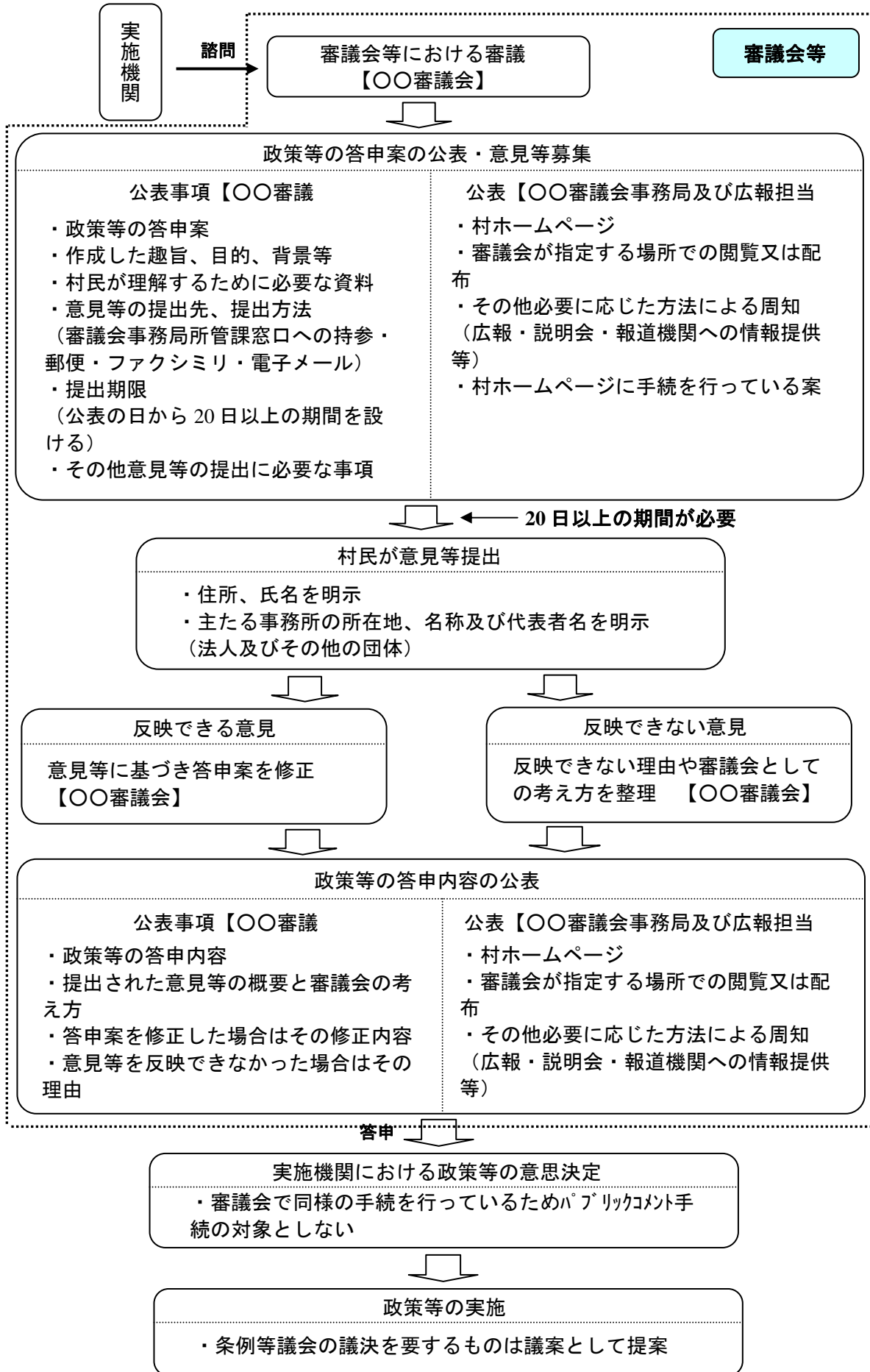
パブリックコメント手続の流れ①



パブリックコメント手続の流れ②（審議会・協議会等での審議を行った場合）



パブリックコメント手続の流れ③（審議会等で同様の手続を行った場合）



中札内村パブリックコメント手続実施要綱に基づく意見募集時の公表項目

(第5条・第6条・第7条)

意見募集案件

- 案件名 ○○○○基本計画素案
- 募集期間 平成○○年○月○日～○月○日
- 担当課 ○○○○課○○グループ

募集の趣旨

※計画や条例等の策定の目的や趣旨を簡略に説明すること。

資料

- 概要 ○○○○基本計画素案 概要版
※計画素案等のボリュームがある場合、その概要版を作成し公表する。
- 本編 ○○○○基本計画素案
- 閲覧方法 ※閲覧する場合、いつどこで閲覧・配布等するのか明記する。
平成○○年○月○日（○曜日）（土・日曜日、祝日除く）までの午前○時○分～午後○時○分に下記施設で資料の閲覧ができます。
 - ・ ○○○○課○○グループ（役場 1F）
 - ・ 公民館図書コーナー
 - ・ 図書館（文化創造センター内）
- 配布方法 ※閲覧にあわせて配布も行う場合
平成○○年○月○日（○曜日）まで、（土・日曜日、祝日除く）午前○時○分～午後○時○分に下記の場所で配布いたします。
 - ・ ○○○○課○○グループ（役場 1F）

意見の提出方法

案件名、住所及び氏名、法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を明記してください。

また、電話による意見の提出はご遠慮ください。

- 直接書面での持参 ○○○○課○○グループ（役場 1F）
- 郵便 〒089-1392 中札内村大通南2丁目3番地（○○○○課○○グループ 宛）
- ファクシミリ 0155-68-3911（○○○○課○○グループ 宛）
- 電子メール O-○○○○@vill.nakasatsunai.hokkaido.jp（○○○○課○○グループ 宛）

中札内村パブリックコメント手続実施状況の一覧（第9条関係）

NO	案件名	募集期間	問い合わせ先

中札内村パブリックコメント手続実施要綱に基づく意見募集結果の公表項目（第8条）

意見募集案件

- 案件名 ○○○○基本計画素案
- 募集期間 平成○○年○月○日～○月○日
- 担当課 ○○○○課○○グループ

提出された意見に対する村の考え方

- 意見の集計 ※提出数 ○通（直接持参○通、ファックス○通、電子メール○通）
意見数 ○件（重複意見整理後○件）
- 提出された意見と中札内村の考え方
※重複意見整理後の意見の内容と村の考え方及びその結果を一覧で公表する。
- 提出された意見を考慮した結果の政策等 ○○○○基本計画

意見募集時の資料

- 概要等 ○○○○基本計画素案 概要版
- 本編 ○○○○基本計画素案

意見募集結果の閲覧・配布先

- 課○○グループ（役場1F）

重複意見整理後の意見の内容と村の考え方及びその結果の一覧（第8条関係）

【案件名 ○○○○基本計画素案】

分類	NO	提出された意見	中札内村の考え方	結果

中札内村パブリックコメント手続実施結果の年度別一覧（第8条関係）

【○○年度】

NO	案件名	募集期間	担当課	意見の集計		結果公表
				通	件	

意見募集及び公表事例

中札内村パブリックコメント手続実施要綱案に対する意見募集

意見募集案件

- 案件名 中札内村パブリックコメント手続実施要綱（案）
- 募集期間 平成19年6月1日（金）～6月20日（水）
- 担当課 総務課まちづくり推進室

募集の趣旨

「パブリックコメント手続」とは、村が計画や条例などを策定するときに、案の段階で村民の皆さんに公表し、その案に対するご意見、ご要望などを募集し、寄せられたご意見、ご要望などを考慮しながら最終案を決定するとともに、寄せられたご意見、ご要望に対する村の考え方もあわせて公表していく一連の手続をいいます。中札内村の統一的なルールとしてこの制度を導入することにより、行政運営の透明性の向上を図るとともに、村民の村政への参加機会の拡充を図り、「公平公正で開かれた村政」を実現していきます。

つきましては、「パブリックコメント手続実施要綱（案）」について、ご意見を募集いたします。

資料

- 概要等 パブリックコメント手続実施要綱（案）の解説
- 実施要綱 パブリックコメント手続実施要綱（案）
- 閲覧方法 平成19年6月20日（水曜日）まで、下記のそれぞれの施設における開館時間内で資料の閲覧ができます。
 - ・役場1F情報公開コーナー（土・日曜日、祝日除く）
8時30分～17時15分
 - ・公民館図書コーナー（月曜日、祝日除く）8時30分～22時00分
 - ・図書館（文化創造センター内）（火曜日除く）10時00分～18時00分
- 配布方法 平成19年6月20日（水曜日）まで、（土・日曜日、祝日除く）8時30分～17時15分に下記の場所で配布いたします。
 - ・総務課まちづくり推進室（役場1F）

意見の提出方法

案件名、住所及び氏名、法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を明記してください。

また、電話による意見の提出はご遠慮ください。

- 直接書面での持参 総務課まちづくり推進室（役場1F）
- 郵便 〒089-1392 中札内村大通南2丁目3番地（総務課まちづくり推進室 宛）
- ファクシミリ 0155-68-3911（総務課まちづくり推進室 宛）
- 電子メール m-kikaku@vill.nakasatsunai.hokkaido.jp（総務課まちづくり推進室 宛）

中札内村パブリックコメント手続実施状況の一覧（第9条関係）

NO	案件名	募集期間	問い合わせ先
1	<u>中札内村パブリックコメント手続実施要綱（案）</u>	平成19年6月1日（金）から平成19年6月20日（水）まで	総務課まちづくり推進室 電話：0155-67-2311 FAX：0155-68-3911 E-mail： m-kikaku@vill.nakasatsunai.hokkaido.jp

中札内村パブリックコメント手続実施要綱（案）に対する意見募集結果の公表（第8条）

意見募集案件

- 案件名 中札内村パブリックコメント手続実施要綱（案）
- 募集期間 平成19年6月1日（金）～6月20日（水）
- 担当課 総務課まちづくり推進室

提出された意見に対する村の考え方

- 意見の集計 ※提出数 3通（直接持参1通、ファックス0通、電子メール2通）
意見数 7件（重複意見整理後3件）
- 提出された意見と中札内村の考え方
重複意見整理後の意見の内容と村の考え方及びその結果の一覧参照
- 提出された意見を考慮した結果の政策等 中札内村パブリックコメント手続実施要綱

意見募集時の資料

- 概要等 パブリックコメント手続実施要綱（案）の解説
- 実施要綱 パブリックコメント手続実施要綱（案）

意見募集結果の閲覧・配布先

- 総務課まちづくり推進室（役場1F）

重複意見整理後の意見の内容と村の考え方及びその結果の一覧（第8条関係）

【案件名 パブリックコメント手続実施要綱（案）】

分類	NO	提出された意見	中札内村の考え方	結果
公表の方法	1	意見募集の公表の方法で広報をもっと活用すべき	<p>現在広報は、月1回発行しています。このため、公表のための原稿の提出時期によっては、最大2ヶ月程度公表が遅れることとなりますので、ホームページ及び指定施設での閲覧及び配布を主体として公表することとしています。</p> <p>また、この手続を実施する政策等の内容によっては、広報での周知のほか、住民説明会や情報宅配便などの各種情報提供制度の活用により、村民の皆さんにその内容が理解されるよう努力する考えであります。</p>	修正なし (広報等の活用については、第6条第1項第3号に規定)
目的及び趣旨	2	この手続は、恣意的に一部の意見が取り入れられる可能性があるため実施すべきではない	<p>この手続は、「住民投票制度」と異なり、賛成、反対の意見の多寡で政策等の意思決定の方向を判断するものではありません。素案段階から公表し、村民の皆さんから多様なご意見等をいただくことにより、政策等の内容をより良いものにするための制度です。</p>	修正なし
手続の対象	3	計画の策定で実施計画を手続の対象から除くべきではない	<p>実施計画は、個別の事業の実施内容が示されているものであり、この個別事業には利害関係者が様々な形で存在する可能性があること、また、毎年度の見直し（ローリング）が行われていることから、見直し後の計画も本手続の対象となることから、本手続の対象としないこととしております。</p>	修正なし

中札内村パブリックコメント手続実施結果の年度別一覧（第8条関係）

【19年度】

NO	案件名	募集期間	担当課	意見の集計		結果公表
				通	件	
1	<u>中札内村パブリックコメント手続実施要綱（案）</u>	平成19年6月1日（金）から 平成19年6月20日（水）まで	総務課まちづくり推進室	3	7	公表